



# 明治ホールディングス株式会社 第17回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：2269

## 開催日時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時

開場は午前9時を予定しております

## 開催場所

東京都港区芝公園四丁目8番1号

ザ・プリンス パークタワー東京  
地下2階 コンベンションホール

## 議案

### 【会社提案】

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 剰余金の配当等の決定機関に関する定款一部変更の件

### 【株主提案】

- 第4号議案 戦略検討委員会の設置に関する定款変更の件
- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- 第8号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

## 目次

第17回定時株主総会招集ご通知  
株主総会参考書類



株主各位

証券コード 2269  
(発信日) 2026年6月5日  
(電子提供措置の開始日) 2026年5月29日

東京都中央区京橋二丁目4番16号  
**明治ホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 CEO 松田克也

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

また、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、開催日前日の**2026年6月25日（木曜日）午後5時40分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認ください。

当社ウェブサイト

[https://www.meiji.com/investor/stock\\_info/shareholders\\_meeting/](https://www.meiji.com/investor/stock_info/shareholders_meeting/)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（明治ホールディングス）または証券コード（2269）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

## 記

1

2026年6月26日（金曜日）午前10時

開場は午前9時を予定しております。

日 時

2

東京都港区芝公園四丁目8番1号

ザ・プリンス パークタワー東京  
地下2階 コンベンションホール

場 所

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください）

### 報告事項

- 1.第17期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、  
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第17期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

#### 【会社提案】

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 剰余金の配当等の決定機関に関する定款一部変更の件

#### 【株主提案】

- 第4号議案 戦略検討委員会の設置に関する定款変更の件
- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- 第8号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

3

目的事項

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使することができます。



## 株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

**日時**

**2026年6月26日（金曜日）午前10時**

（開場は午前9時を予定しております）

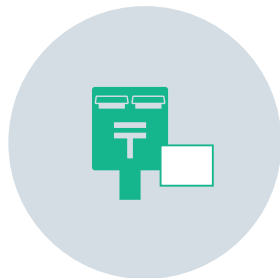
**場所**

東京都港区芝公園四丁目8番1号

**ザ・プリンス パークタワー東京**

**地下2階 コンベンションホール**

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください）



## 郵送で議決権を行使される場合

郵送により議決権を行使される場合には、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう、ご送付ください。

**行使期限**

**2026年6月25日（木曜日）午後5時40分まで**



## インターネットで議決権を行使される場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議決権をご行使ください。

**行使期限**

**2026年6月25日（木曜日）午後5時40分まで**

## 議決権行使および電子提供措置事項に関する注意事項

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 郵送とインターネットにより、議決権行使が重複して行われた場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。  
また、インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 代理人としてご出席いただける方は議決権を行使することができる他の株主さま1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき次に掲げる事項を除いております。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- 株主総会当日に投影予定の資料を、株主総会1週間前を目途に、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する予定です。
- 今後、株主総会の運営等に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

当社ウェブサイト	<a href="https://www.meiji.com/investor/stock_info/shareholders_meeting/">https://www.meiji.com/investor/stock_info/shareholders_meeting/</a>
東証ウェブサイト	<a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>

以上

# インターネットによる議決権行使のご案内

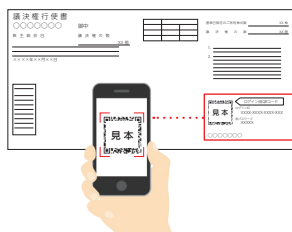
行使期限 **2026年6月25日(木曜日) 午後5時40分まで**

当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

## スマートフォンの場合

### 1. QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

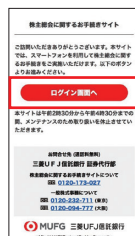


議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



### 2. ログインID・仮パスワードを入力する方法



議決権行使サイトにアクセスして「ログイン画面へ」ボタンをタップしてください。



議決権行使書用紙に記載の「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をタップしてください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

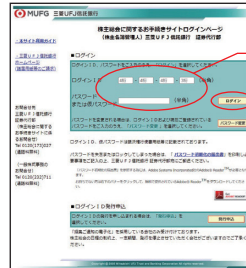
## パソコンの場合

### ① 議決権行使サイトへアクセス



議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

### ② ログインする



議決権行使書用紙に記載の「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

**以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
電話 **0120-173-027** (受付時間 9時~21時、通話料無料)

### 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。



## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

### 議決権行使書

明治ホールディングス株式会社 御中

議決権の数

個

私は、2026年6月26日(金)開催の明治ホールディングス株式会社第17回定時株主総会(継続会または延会の場合も含む)における各議案の原案に対し、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。

2026年6月 日

(ご注意)

当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。株主提案に反対の場合は「否」に○印でご表示願います。

議案	第1号	第2号	第3号
会社提案	賛 ただし	賛	賛
	否	を除く	否

議案	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

各議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。  
明治ホールディングス株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### <会社提案> 第1号議案

- ・ 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・ 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・ 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### <会社提案> 第2号議案 第3号議案

- ・ 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・ 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### <株主提案> 第4号議案 ~ 第8号議案

- ・ 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・ 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案のすべてに反対しております。

各議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、改めて取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	
1	まつ だ かつ なり 松 田 克 也	代表取締役	社長 CEO 経営企画部・グループ人財戦略部・知財戦略部・ ウェルネスサイエンスラボ管掌 (株)明治取締役 Meiji Seika ファルマ(株)取締役	再任
2	なが さと とし あき 永 里 敏 秋	取締役	執行役員 COO（医薬品セグメント） Meiji Seika ファルマ(株)代表取締役社長	再任
3	や お ぶん じろう 八 尾 文二郎	取締役	執行役員 COO（食品セグメント） (株)明治代表取締役社長	再任
4	ひし めま じゅん 菱 沼 純	取締役	専務執行役員 CFO 経営管理部・IR部・IFRS推進部・ コーポレートコミュニケーション部管掌 Meiji Seika ファルマ(株)取締役	再任
5	かわ た まさ や 河 田 正 也	社外取締役		再任 社外 独立
6	く ぼ やま みち こ 久保山 路 子	社外取締役		再任 社外 独立
7	Peter D. Pedersen ピーター・D. ピーダーセン	社外取締役		再任 社外 独立
8	おお まえ ゆう こ 大 前 由 子	—		新任 社外 独立

候補者番号

1

まつだ かつなり  
**松田 克也**

1957年8月25日生

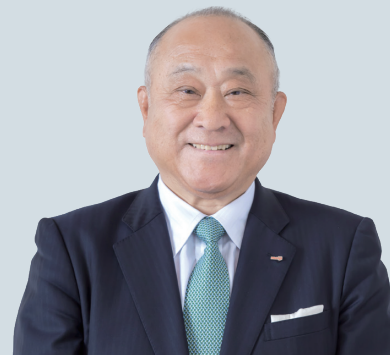
所有する当社株式の数

63,978株

取締役会出席状況

17回/17回

再任



## 略歴、当社における地位、担当

1980年4月	明治乳業(株)入社	2025年6月	Meiji Seika ファルマ(株)取締役 現在に至る
2012年6月	(株)明治執行役員	2025年6月	当社代表取締役 現在に至る
2015年6月	同常務執行役員	2025年6月	同社長 現在に至る
2017年6月	同取締役 現在に至る	2025年6月	同CEO 現在に至る
2017年6月	同専務執行役員	2025年6月	同経営企画部管掌 現在に至る
2018年6月	同代表取締役	2025年6月	同知財戦略部管掌 現在に至る
2018年6月	同社長	2025年6月	同ウェルネスサイエンスラボ管掌 現在に至る
2018年6月	当社取締役 現在に至る	2025年6月	同グループ人事戦略部管掌
2020年6月	同執行役員 現在に至る	2025年10月	同グループ人財戦略部管掌 現在に至る
2020年6月	同COO (食品セグメント)		

## 重要な兼職の状況

(株)明治取締役

Meiji Seika ファルマ(株)取締役

## 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、デイリー、カカオ、ニュートリション、フードソリューション等、様々な事業分野にて経験と実績を重ね、食品事業の構造改革を強力に推進してまいりました。2018年に(株)明治の代表取締役社長、当社の取締役、2020年に取締役執行役員COO、2025年からは代表取締役社長CEOとしてグループの経営を担っております。これまでの豊富な企業経営に関する経験と実績を活かして、特に経営戦略、人事・ダイバーシティ、法務・リスクマネジメント、コーポレートコミュニケーション、サステナビリティ、デジタルの観点から、グループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

候補者番号

2

ながさと としあき  
**永里 敏秋**

1957年10月1日生

所有する当社株式の数

25,873株

取締役会出席状況

13回/13回

(取締役就任以降)

再任



### 略歴、当社における地位、担当

1983年 4月	明治製菓(株)入社	2025年 6月	同社長 現在に至る
2014年 6月	Meiji Seika ファルマ(株)執行役員	2025年 6月	当社取締役 現在に至る
2017年 6月	同取締役 現在に至る	2025年 6月	同執行役員 現在に至る
2025年 6月	同代表取締役 現在に至る	2025年 6月	同COO (医薬品セグメント) 現在に至る

### 重要な兼職の状況

Meiji Seika ファルマ(株)代表取締役社長  
一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム会長

KMバイオロジクス(株)代表取締役会長  
次世代天然物化学技術研究組合理事長

### 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、研究開発、生産技術等、様々な分野にて経験と実績を重ねております。2014年にMeiji Seika ファルマ(株)の執行役員生産本部長、バイオサイエンス研究所管掌、2017年に取締役、2018年にKMバイオロジクス(株)代表取締役社長、また、2025年からは当社の取締役執行役員COO、Meiji Seika ファルマ(株)代表取締役社長に就任し、医薬品事業のトップとしてグループの経営を担っております。これまでの豊富な事業運営に関する経験と医薬品業界での実績を活かして、特に経営戦略、グローバルビジネス、営業・マーケティング、人事・ダイバーシティ、コーポレートコミュニケーション、サステナビリティの観点から、グループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

候補者番号

3

や お ぶ ん じ ろ う  
八尾 文二郎

再任

1961年5月28日生

所有する当社株式の数

54,208株

取締役会出席状況

13回/13回

(取締役就任以降)



### 略歴、当社における地位、担当

1984年4月	明治乳業(株)入社	2025年6月	同代表取締役	現在に至る
2015年6月	(株)明治執行役員	2025年6月	同社長	現在に至る
2017年6月	同常務執行役員	2025年6月	当社取締役	現在に至る
2020年6月	同取締役 現在に至る	2025年6月	同執行役員	現在に至る
2021年6月	同専務執行役員	2025年6月	同COO (食品セグメント)	現在に至る
2023年6月	同副社長			

### 重要な兼職の状況

(株)明治代表取締役社長

日本チョコレート・ココア協会会長

全国飲用牛乳公正取引協議会委員長

### 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、経営企画、海外事業統括、生産管理等、様々な分野にて経験と実績を重ねております。2015年に(株)明治の執行役員経営企画部長、2017年に常務執行役員、2020年に取締役、2021年に専務執行役員、2023年に副社長、また、2025年からは当社の取締役執行役員COO、(株)明治代表取締役社長に就任し、食品事業のトップとしてグループの経営を担っております。これまでの豊富な事業運営に関する経験と食品業界での実績を活かして、特に経営戦略、グローバルビジネス、営業・マーケティング、人事・ダイバーシティ、コーポレートコミュニケーション、サステナビリティの観点から、グループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

候補者番号

4

ひ し ぬ ま じ ゅ ん  
**菱沼 純**

1965年11月5日生

所有する当社株式の数

18,523株

取締役会出席状況

17回/17回

再任



### 略歴、当社における地位、担当

1988年 4 月	明治乳業(株)入社	2024年 6 月	同常務執行役員
2022年 6 月	(株)明治執行役員	2024年 6 月	同C F O 現在に至る
2023年 6 月	同取締役	2024年 6 月	同経営管理部管掌 現在に至る
2023年 6 月	同常務執行役員	2024年 6 月	同I R 部管掌 現在に至る
2024年 6 月	Meiji Seika ファルマ(株)取締役 現在に至る	2024年 6 月	同I F R S 推進部管掌 現在に至る
2024年 6 月	当社取締役 現在に至る	2025年 6 月	同専務執行役員 現在に至る
		2026年 4 月	同コーポレートコミュニケーション部管掌 現在に至る

### 重要な兼職の状況

Meiji Seika ファルマ(株)取締役

### 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、経営企画、予算管理、マーケティング企画等、様々な分野にて経験と実績を重ねております。2022年に(株)明治の執行役員コーポレート本部長、2024年に当社の取締役常務執行役員C F O、また、2025年からは専務執行役員に就任し、グループの経営を担っております。これまでの豊富な経験と実績を活かして、特に経営戦略、財務・会計、法務・リスクマネジメント、コーポレートコミュニケーション、デジタルの観点から、グループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

候補者番号

5

かわた まさや  
**河田 正也**

1952年4月20日生

所有する当社株式の数

3,573株

取締役会出席状況

16回/17回

再任

社外

独立



## 略歴、当社における地位、担当

1975年4月	日清紡績(株) (現 日清紡ホールディングス(株)) 入社	2012年6月	日清紡ホールディングス(株)専務執行役員
2006年6月	同執行役員	2012年6月	日清紡メカトロニクス(株)代表取締役社長
2007年6月	同取締役	2013年6月	日清紡ホールディングス(株) 代表取締役社長
2009年4月	日清紡ブレーキ(株)代表取締役社長	2019年3月	同代表取締役会長
2010年6月	日清紡ホールディングス(株)常務執行役員	2021年6月	当社社外取締役 現在に至る
2011年6月	日清紡ケミカル(株)代表取締役社長	2022年3月	日清紡ホールディングス(株)取締役会長

## 重要な兼職の状況

セントラル硝子(株)社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

日清紡ホールディングス(株)の代表取締役社長、代表取締役会長として、同社のグループ経営・グローバル経営を推進され、その豊富な企業経営経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営に対して、特に経営戦略、グローバルビジネス、財務・会計、人事・ダイバーシティ、サステナビリティ、デジタルの観点から、有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

く ぼ や ま み ち こ  
久保山 路子

1956年4月16日生

所有する当社株式の数

1,786株

取締役会出席状況

17回/17回

再任

社外

独立



## 略歴、当社における地位、担当

1980年4月 花王石鹼(株) (現 花王(株)) 入社  
2006年4月 同商品広報部部长  
2011年4月 同商品広報センター センター長

2016年5月 同生活者研究部  
コミュニケーションフェロー  
2021年6月 当社社外取締役 現在に至る

## 重要な兼職の状況

(株)三井住友銀行社外取締役 (監査等委員)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花王(株)で商品広報センター長、生活者研究部コミュニケーションフェローを務められ、商品開発やマーケティングに関する豊富な経験等を有しており、当社グループの経営に対して、特に経営戦略、営業・マーケティング、人事・ダイバーシティ、コーポレートコミュニケーションの観点において、消費者をはじめとした多様な視点から有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

候補者番号

7

P e t e r D . P e d e r s e n

ピーター・D.ピーダーセン

再任

社外

1967年11月29日生

独立

所有する当社株式の数

1,124株

取締役会出席状況

16回/17回



## 略歴、当社における地位、担当

2000年 9 月 (株)イスクエア代表取締役社長  
2015年 1 月 一般社団法人NELIS代表理事

2020年 8 月 特定非営利活動法人ネリス代表理事  
現在に至る  
2022年 6 月 当社社外取締役 現在に至る

## 重要な兼職の状況

特定非営利活動法人ネリス代表理事  
(株)丸井グループ社外取締役

三菱電機(株)社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2021年度から2025年度までの期間、当社「ESGアドバイザーボード」の社外有識者として、サステナビリティ経営への助言をいただきました。サステナビリティ・コンサルティング会社等での豊富な経験ならびにグローバルレベルでのサステナビリティ経営および次世代リーダー育成に関する幅広い見識を有しており、これらの豊富なESG推進ならびに人事・ダイバーシティでの実績を活かし、当社グループの経営に対して、特に経営戦略、グローバルビジネス、人事・ダイバーシティ、サステナビリティの観点から、有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

おおまえ ゆうこ  
**大前 由子**

1966年2月17日生

所有する当社株式の数

一株

新任

社外

独立



### 略歴、当社における地位、担当

1996年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
1996年4月 上林法律事務所入所  
2003年4月 弁護士法人キャスト（現 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）入所

2003年6月 同パートナー 現在に至る  
2025年4月 第一東京弁護士会副会長  
2025年4月 日本弁護士連合会常務理事

### 重要な兼職の状況

弁護士

(株)オープンハウスグループ社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての法曹界での豊富なキャリア等を有しており、当社グループの経営に対して、特に法務・リスクマネジメント、サステナビリティの観点において、高度かつ専門的な見地からの助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

- (注) 1. ピーター D. ピーダーセン氏は、2021年度から2025年度までの期間、当社「E S Gアドバイザーボード」の社外有識者としての報酬を受けております。また、同氏は特定非営利活動法人ネリスの代表理事であり、当社は特定非営利活動法人ネリスが主催する活動に参加しております。直近の事業年度における当該報酬および参加費の当社支払額は合計1,123万円未満であり、当社の「独立性判断基準」を満たしております。
2. 上記以外に、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 河田正也、久保山路子、ピーター D. ピーダーセンおよび大前由子の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 久保山路子氏の戸籍上の氏名は岩崎路子であり、大前由子氏の戸籍上の氏名は向井田由子であります。また、ピーター D. ピーダーセン氏は、登記上「ピーダーセン・ピーター・デイヴィッド」として表記されます。
5. 河田正也および久保山路子の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。さらに、ピーター D. ピーダーセン氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、河田正也、久保山路子およびピーター D. ピーダーセンの各氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出ております。なお、各氏が取締役になされた場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、大前由子氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出る予定であります。
8. 当社は、河田正也、久保山路子およびピーター D. ピーダーセンの各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。なお、各氏が取締役になされた場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、大前由子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
11. 松田克也氏は、2026年6月25日付にて(株)明治の取締役を任期満了により退任する予定であります。また、同氏は、同日付にてMeiji Seikaファルマ(株)の取締役を任期満了により退任する予定であります。
12. 菱沼純氏は、2026年6月25日付にて(株)明治の取締役に就任する予定であります。
13. 河田正也氏は、2026年6月23日付にて東武鉄道(株)の社外取締役に就任する予定であります。

<ご参考>

### 取締役会のスキルマトリックス

- ・取締役会は、グループ理念の実現、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率などの改善を図るべくグループ全体戦略の策定・推進、事業会社の経営の監督を行うとともに、独立した客観的な立場から、取締役および執行役員に対する実効性の高い監督を実行します。
- ・取締役会がこのような機能を実効的に果たすうえで欠かせないスキルを特定し、個々の取締役に求めるスキルを明らかにするためスキルマトリックスを作成しています。第1号議案が原案どおり承認された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりです。
- ・スキル項目の見直しに際しては、取締役会の位置づけを踏まえつつ、取締役会が備えるべきスキルについて、指名委員会の答申に基づき取締役会で決議しております。
- ・なお、監査役については、取締役の業務執行の監査を行ううえで特に重要となるスキルである「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」の保有状況を確認するため、取締役と同様のスキルマトリックスを用いています。

	専門性・バックグラウンド								
	経営戦略	グローバルビジネス	営業・マーケティング	財務・会計	人事・ダイバーシティ	法務・リスクマネジメント	コーポレートコミュニケーション	サステナビリティ	デジタル
< 取締役 >									
松田 克也	●				●	●	●	●	●
永里 敏秋	●	●	●		●		●	●	
八尾 文二郎	●	●	●		●		●	●	
菱沼 純	●			●		●	●		●
河田 正也	●	●		●	●			●	●
久保 山路子	●		●		●		●		
ピーターD.ピーダーセン	●	●			●			●	
大前 由子						●		●	
< 監査役 >									
田巻 正順					●	●			
渡辺 康				●		●			
安藤 まこと				●		●			
小松 正和						●			

## スキルの選定理由・定義

経営戦略	当社グループの目指す姿である、「食と健康で一步先を行く価値を創造し、日本、世界で成長し続ける」の実現のために、持続的な成長を通じて中長期的な企業価値向上を牽引・監督するスキル
グローバルビジネス	グローバルへの展開スピードを上げ、海外マーケットを確実に取り込み、真のグローバル企業を目指すために、適切な事業環境・動向の検証を支援するとともにグローバルの視点・視座で意思決定・監督するスキル
営業・マーケティング	コア事業での圧倒的優位性を獲得するとともに、海外市場での成長基盤を確立するために、効果的な営業・マーケティング戦略の策定を主導・監督するスキル
財務・会計	中長期的な企業価値向上を企図した戦略的な事業投資と積極的な株主還元を両立させつつ、最適な資本構成を実現するために、安定した経営基盤を構築する財務・会計面での判断・監督スキル
人事・ダイバーシティ	「人財」を企業価値向上に重要な「資本」と捉え、人的資本経営を実践するために、人財戦略やダイバーシティマネジメント方針を策定・監督するスキル
法務・リスクマネジメント	グループ経営強化に資するグループガバナンスの強化のために、法務・リスクマネジメントに係る全社方針を策定・監督するスキル
コーポレートコミュニケーション	お客さまやビジネスパートナー、株主・投資家など多岐にわたるステークホルダーとの信頼関係構築のために、コミュニケーション戦略を策定・監督するスキル
サステナビリティ	明治グループ2026サステナビリティビジョンを実現し、サステナビリティ・イノベーションにより社会課題を解決するために、経済価値と社会・環境価値の両立を牽引・監督するスキル
デジタル	「新たな顧客価値創造と提供」「業務変革と生産性向上」の実現を加速するために、明治グループのDX戦略を牽引・監督するスキル

## 取締役の選任方針と手続き

- ・取締役は、指名委員会の審議を経たうえで、取締役会で候補者を選定し、株主総会で選任します。
- ・取締役は、国籍・ジェンダー・年齢などの多様性を考慮し、「明治グループ2026ビジョン」の実現に向けて、スキルマトリックスに従い、経営戦略、グローバルビジネス、営業・マーケティング、財務・会計、人事・ダイバーシティ、法務・リスクマネジメント、コーポレートコミュニケーション、サステナビリティ、デジタルなど、各項目の観点で高度な専門的知識と高い見識を有する者を選定します。
- ・業務執行取締役は、豊富な経験や専門的な知識とともに、経営判断能力・人格が優れていることを前提として、過去の業績などを踏まえ、当社グループの持続的な成長を目指し、企業理念の実現、企業価値の向上に向けて、透明で公正かつ迅速・果敢な意思決定と最適なグループマネジメントを実現する者を選定します。
- ・独立社外取締役は、経営に対し客観的かつ多角的な視点を持つとともに、後記の独立性判断基準を満たし、独立社外取締役の役割を担うことができる人格・見識・能力を有する者を選定します。
- ・取締役の再任は、指名委員会において、取締役に求められる役割を取締役会において発揮しているかという観点で、実質的な議論を行い、その是非を判断します。
- ・取締役の解任は、適時に指名委員会で審議し、取締役会はその解任案の是非を決定します。取締役の解任は法令の定めに従って行います。

## 第2号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

みくらかずみ  
**美久羅 和美**

社外

独立

1967年7月28日生

所有する当社株式の数

一株



### 略歴

1990年10月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2007年6月	同法人社員 (現 パートナーに名称変更)
1994年8月	公認会計士登録	2025年6月	当社補欠監査役 現在に至る
		2025年7月	美久羅和美公認会計士事務所設立
		2025年7月	同所長 現在に至る

### 重要な兼職の状況

公認会計士

- (注) 1. 美久羅和美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 美久羅和美氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を満たしております。
3. 美久羅和美氏は、公認会計士として国内の大手監査法人での職務歴があり、豊富なキャリアと高い専門的知見を有しているため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
4. 当社は、美久羅和美氏が監査役に就任する場合には、同氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出る予定であります。
5. 当社は、美久羅和美氏が監査役に就任する場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。美久羅和美氏が監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 美久羅和美氏は2026年6月29日付にてキャリアリンク(株)の社外取締役(監査等委員)に就任する予定であります。

## 独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する判断基準（独立性判断基準）を下記のとおり定めております。

### 記

社外取締役および社外監査役が独立性を有するという場合は、当該社外取締役および社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととする。

- ① 当社またはその子会社の業務執行者
- ② 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
- ③ 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者
- ④ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑤ 就任前10年間に於いて①に該当していた者
- ⑥ 就任前1年間に於いて②から④までに該当していた者
- ⑦ 現在または就任前1年間に於いて、①から④に該当していた者（重要でない者を除く。）の2親等内の近親者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社に行った者をいう。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得た者をいう。

### 第3号議案

## 剰余金の配当等の決定機関に関する定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

剰余金の配当等について、高度な専門性を有する取締役会において剰余金の配当等を決定することが株主の皆さまの中長期的な利益の最大化につながると考えられること、および株主の皆さまへの機動的な利益還元に資することから、引き続き取締役会で剰余金の配当等を決定することができるものとしつつ、一方で、株主還元の拡充や成長投資等の資本の使い方について株主さまとの建設的な対話の重要性が増していると考えられることから、株主さまからご提案がある場合には株主総会の決議によって定めることができるよう、当社定款第44条(剰余金の配当等の決定機関)を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、下記対照表の変更案のとおりであります。

#### 現行定款・変更案対照表

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。	(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって定めることができる。</u>
2. <u>前項の規定にかかわらず</u> 、当社は、取締役会の決議によって、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいう)をすることができる。	2. 当社は、取締役会の決議によって、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいう)をすることができる。

## <株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案から第8号議案までは、株主さま（1名）からのご提案によるものであります。  
なお、提案を受けた議案の要領および提案の理由は、原文のまま記載しております。

### 第4号議案 戦略検討委員会の設置に関する定款変更の件

#### 1. 議案の要領

当社の定款「第4章 取締役及び取締役会」の章に、以下の条文を新設し、現行の定款第30条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（戦略検討委員会の設置）

#### 第30条

当社は、企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を目的として、取締役会の下に戦略検討委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

② 本委員会は、社外取締役のみで構成する。

③ 本委員会は、以下の事項について検討及び評価を行い、その結果を取締役に報告し、必要に応じて提言を行うとともに、その活動の概要及び検討結果について、株主及びステークホルダーに対して適切に開示するものとする。

1. 事業ポートフォリオの最適化（医薬品事業のスピンオフの検討並びに収益性及び資本効率の低い事業に関し、撤退、分離、売却その他の再編を含む）

2. 資本コストを踏まえた資本効率の改善及びROEの向上に向けた施策の検討

3. 第三者による買収提案、非公開化その他の戦略的選択肢の検討

4. 資本コストの考え方の開示及び各事業における資本コストを上回る収益性の有無の検証

5. 株主との建設的な対話の充実に向けた体制の整備及び当該対話における経営トップ及び社外取締役の適切な関与の確保

④ 本委員会は、その職務の遂行に必要な範囲において、外部の専門家の助言を受けることができる。

⑤ 本委員会に関するその他の事項は、本定款のほか、取締役会において定める戦略検討委員会規則による。

#### 2. 提案の理由

当社は食品事業と医薬品事業という性質の異なる事業を営んでおり、投資家がこれらを適切に理解・評価することは困難であり、コングロマリット・ディスカウントが生じていると考えます。両事業のシナジーについては具体的な方針や実行計画が明確でなく、事業化の可否判断も3年後とされています。

株主価値の最大化のため、医薬品事業のスピンオフを含む経営戦略上の選択肢について予断なく検討することが不可欠です。スピンオフは、経営判断の迅速化や成長事業への資源集中、経営陣及び社員のモチベーション向上に資するほか、株主にとっても事業機会に応じた投資を可能とし、企業価値の適正な評価につながります。現経営体制における意思決定の遅れは、中国事業の損失やROE低下として顕在化しています。

戦略検討委員会を設置し、経営戦略上の選択肢について予断なく検討を行うことが、株主価値の向上及び株主共同の利益の確保に資すると考えます。

## 当社取締役会は、本株主提案（第4号議案）に 反対いたします。

本提案株主は、当社のガバナンス体制が事業ポートフォリオの最適化等の重要な経営戦略を客観的・専門的に検討するうえで十分でないとの認識に基づいていると思われませんが、それは当社の現状とは異なっております。

現在の当社取締役会は、取締役9名（うち独立社外取締役4名）で構成されており、独立社外取締役の構成比は44%と、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードが求める3分の1以上を大きく上回っております。独立社外取締役4名は、それぞれ企業経営、グローバルビジネス、法務・リスクマネジメント等の多様な専門性を有しております。

当社は、経営戦略の立案等の重要な経営判断にあたっては、かかる専門性を有する独立社外取締役も含めて取締役会において十分に議論を行ったうえで、決定しております。取締役会は、必要に応じて、専門的な知見を有する外部専門家の意見も聴取しており、経営判断に活かしております。また、当社は、IRやSR活動を通じて得られた意見を適切に取締役会に還元することで、株主・投資家の意見も経営戦略の立案等に活かしております。このように、取締役会は常にフラットな立場で客観的、多面的かつ専門的な視点に基づき経営を監督しております。

また、当社は2025年3月期より「事業戦略レビュー」を導入し、チーフオフィサーと事業責任者がROICをベースに、事業や投資の方向性を議論しております。この「事業戦略レビュー」の結果は取締役会に報告され、取締役会において各事業の方向性を継続的に検証しております。当社取締役会は、これらの枠組みを通じて、事業ポートフォリオについて継続的に検証しており、その結果、現時点では、食品事業と医薬品事業を統合して運営することが、「meijiらしい健康価値」の創出と中長期的な企業価値向上に最も資すると判断しております。

当社取締役会はこれらの議論を通じ、各事業の収益基盤が強化された今こそ、両事業の知見を融合させて「meijiらしい健康価値」を創出することが、中長期的な企業価値向上に最も資すると判断しており、実際に、食品と医薬品の知見を融合した将来の成長ドライバーとなる具体的なシナジー事業の立ち上げに取り組んでおります。このタイミングで事業を分離することは、むしろ将来の成長機会を失うことにつながります。

以上のとおり、当社では経営戦略の立案等やその監督にあたっては取締役会において独立社外取締役や外部専門家、株主・投資家からの知見や意見を踏まえた議論、事業戦略レビューを通じた検証など、あらゆる専門的見地からフラットな立場で多面的に検討・意思決定する体制は既に構築されております。したがって、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会、事業戦略レビュー等の既存の枠組みと重複し、かえって意思決定の遅延や責任の所在の曖昧化を招く懸念があります。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

## 第5号議案

# 自己株式取得の件

### 1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数27,200,000株、取得価額の総額107,000,000,000円（但し、2026年4月1日から本定時株主総会日までに当社取締役会において自己株式の取得が決議された場合はその取得価額の総額を控除した額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### 2. 提案の理由

当社は2023年3月期にはROEが10%であったものの、直近では7%以下にまで低下しています。ROEを早期に10%水準へ回復する方針の開示は評価できるものの、その達成には利益の持続的成長に加え、株主還元の拡充による資本効率の向上が不可欠です。しかし、当社は2024年9月以降、自己株式取得を実施しておらず、資本効率改善が遅れています。

割安な水準での自己株式取得は、一株当たり利益及び一株当たり純資産の向上を通じ企業価値の増大に資するほか、発行済株式総数の減少により将来的な配当負担の軽減にも寄与します。これは短期的な株価対策ではなく、中長期的な企業価値向上に資する施策です。また、営業キャッシュフローや資産圧縮・資金調達を勘案すれば、成長投資と自己株式取得を含む株主還元策の両立は十分に可能です。

以上を踏まえ、資本効率の向上を通じた中長期的な企業価値向上の観点から、発行済株式総数の約10%の自己株式を取得すべきと考えます。

## 当社取締役会は、本株主提案（第5号議案）に 反対いたします。

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、資本効率の向上に向けた株主還元の重要性についても十分に認識しております。現在進行中の2026中期経営計画では、各年度で総還元性向50%以上を目安とし、1株当たり配当額の継続的な増配を目指すとともに、機動的な自己株式の取得を検討する方針を掲げております。この方針に基づき、2025年3月期には300億円の自己株式取得を実施し、総還元性向は112.8%となりました。また、2026年3月期の配当につきましても、前期から増配となる1株当たり年間105円としており、安定的な株主還元へのコミットメントを示しております。

当社は、持続的な企業価値向上に向け、「ROE10%水準への早期回復」を目標に掲げております。この目標達成のため、海外事業や新規事業など成長領域への投資を加速してまいります。その際、有利子負債を戦略的に活用することで、自己資本比率を50%~55%のより効率的な水準へと最適化していく計画としております。

このように、当社は、成長投資と株主還元、そして最適な資本構成を一体で捉えた、中長期的な企業価値向上に資する明確な財務戦略を策定し、実行に移しております。

本株主提案にある1,070億円という大規模な自己株式取得を1年以内に行うことは、この当社の戦略的かつバランスの取れた資本配分計画を大きく歪める過大な水準であり、短期的な視点に立脚しているものと考えざるを得ないと存じます。本株主提案は当社の目指すべきROE10%の達成に不可欠な成長投資の財源を確保できず、結果として当社グループの中長期的な成長と企業価値向上を停滞させるおそれがあり、株主の皆さまの共同の利益に沿わないものと判断いたします。

自己株式の取得は、本株主提案のように特定の時期や金額に縛られるのではなく、取締役会において、当社の中期的な経営計画および財務戦略に基づき、業績や財務状況、キャッシュ・フローの状況、そして株価水準などを総合的に勘案したうえで、当社定款第44条第1項の規定に基づき、最も効果的なタイミングと規模で実施することが適切であると考えております。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。株主の皆さまにおかれましては、当社の中長期的な成長戦略と財務方針についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 第6号議案

# 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

### 1. 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の定時株主総会決議において年額10億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とすること、これとは別枠で、2017年6月29日開催の定時株主総会決議において社外取締役を除く取締役に対し株式報酬の額として年額2億円以内、株式数の上限を年40,000株以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役(社外取締役である取締役を含む)に対し、年額10億円以内、付与株式数の上限260,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としてはROEやTSR(株主総利回り)を含む各種KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

### 2. 提案の理由

弊社は、日本の取締役会の最大の弱点が、取締役の株式保有の少なさに起因する株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き株式保有は少なく、報酬の大半は基本報酬に依存しており、業績連動報酬は導入されているものの、株主との価値共有は十分とは言えません。株主と利益を一体化するため、株価と連動した株式報酬の導入・拡充は不可欠です。

取締役と株主との価値共有を図るための株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされています。しかし、当社は株式報酬制度を導入しているものの、報酬の約5割を基本報酬が占めており、株式報酬の規模は不十分です。譲渡制限付株式報酬は在任中に付与されなければ実効性を欠くため、より短期間で一定規模の付与が必要です。

また、欧米ではトップマネジメントで基本報酬の3~5倍、社外取締役でも1倍程度の株式保有を求めるガイドラインが一般的であり、当社においても制定及び開示が必要です。

## 当社取締役会は、本株主提案（第6号議案）に 反対いたします。

当社取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、固定報酬と変動報酬を組み合わせた報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、前事業年度の会社業績および個人業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬、明治ROESGの実績および当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成し、基本報酬および業績連動報酬は金銭により、株式報酬は譲渡制限を付した株式の割り当てにより、それぞれ支給することとしております。なお、社外取締役に関しては、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会・報酬委員会を設置しており、上記の報酬体系についても、報酬委員会の審議・答申を踏まえ、決定しております。

現行の株式報酬制度について、当社は2017年6月29日開催の第8回定時株主総会においてご承認いただいた後に導入しており、本制度は「明治ROESGの実績および当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブ」として設計されております。

現行の株式報酬制度の業績評価指標として使用している明治ROESGは、ROE（自己資本利益率）とESG評価（環境・社会・ガバナンス要素）を統合した当社独自の経営指標であり、財務的価値と非財務的価値の双方を評価する包括的な指標です。その構成要素にはROEが組み込まれており、ROEはすでに当社の株式報酬制度における重要な評価要素となっております。本制度は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであり、取締役と株主の皆さまとの価値共有は十分図られていると考えております。

本株主提案では、年額10億円以内という大規模な譲渡制限付株式報酬を3年間で付与するものとされておりますが、当社の事業規模、業績水準、社員給与水準等を総合的に勘案した場合、現状の業績水準から乖離した報酬制度と言わざるを得ず、これは基本報酬、業績連動報酬および株式報酬のバランスを著しく欠く過大な株式報酬制度であるため、適切ではないと考えております。

また、本株主提案では、社外取締役に対しても譲渡制限付株式報酬制度を導入することが提案されております。しかしながら、当社は社外取締役には業務執行から独立した立場で経営の監視・監督を担う役割を期待しており、独立性・客観性が極めて重要と考えております。これらの者に対して業績に連動するインセンティブを付与することは、その独立性を阻害することになりかねないため、適切でないと考えております。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役会は、本株主提案には反対いたしますが、今後の報酬制度の在り方については、報酬構成のバランスや水準、TSRの導入を含む業績評価指標の見直し、取締役の当社株式の保有株式数に対する考え方等も含め、中長期的な企業価値向上に資するあるべき報酬制度の在り方について、引き続き報酬委員会およびその答申を受けた取締役会において検討を進めてまいります。

## 第7号議案

# 社外取締役の構成に関する定款変更の件

### 1. 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第20条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。
<u>2 (新設)</u>	<u>2 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

### 2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、プライム市場上場会社は独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきであるとしたうえで、必要と考える場合には過半数の独立社外取締役を選任すべきであると規定しています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は4名にとどまっております。形式的には要件を充足しているものの、取締役会の独立性及び監督機能の実効性の観点からはなお改善の余地があります。社外取締役を過半数とすることにより、経営陣から独立した視点に基づく議論が促進され、当社の中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制の構築が可能と考えます。

また、社外取締役については人数のみならず資質も重要であり、資本市場に精通した人材、特にアナリストとして高い経験とスキルを有する人材の登用を検討すべきです。こうした人材は、投資家視点を取締役会にもたらし、企業価値向上に向けた意思決定の質の向上に寄与します。

## 当社取締役会は、本株主提案（第7号議案）に 反対いたします。

当社は、取締役の指名に関する客観性と透明性を確保するために、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会を設置しております。定時株主総会に上程する取締役候補者の検討に際しては、指名委員会における審議・答申を経たうえで、取締役会において決定しております。

指名委員会では、当社取締役会が、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に必要なスキルを備えた適切なメンバーで構成されるよう、慎重に審議が行われております。

このようなプロセスを経て構成された取締役会においては、これまでも、明治グループ理念の実現と企業価値の持続的な向上に向けた建設的な議論を行うとともに、株主の皆さまへの利益還元はもちろんのこと、研究開発投資、人財投資、設備投資等の成長投資のほか、株主・投資家との対話を通じて得られた要望や示唆についても多角的に議論を行ってまいりました。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役選任議案をご承認いただきますと、取締役会の構成は、取締役8名中4名が独立社外取締役となり、比率としては50%となります。これは、コーポレートガバナンス・コードにおける3分の1以上の要件を十分に満たしております。

社外取締役4名は、全員が独立社外取締役であり、それぞれが多様な専門知識とさまざまな経験を有しているとともに、コーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。豊富な知識・経験に基づき、客観的な視点から当社の経営等に対し、率直かつ活発に多様性がある意見が述べられております。また、社外取締役を除く取締役4名はいずれも当社グループ事業に精通しており、食品事業と医薬品事業の両事業領域における深い知見と経営経験を持ち、持株会社として各事業会社を適切に監督する能力を有しております。

以上のように、当社が上程する取締役選任議案をご承認いただきますと、取締役会は、中長期的な企業価値向上に向けた経営の執行を監督するにあたり十分な知識、経験、能力を有する適切な取締役をもって構成されることとなるとともに、各取締役のスキルのバランスや多様性を確保した適正規模の構成となると考えております。かかる取締役会の構成に基づく運用が、持続的な成長と企業価値向上、すなわち株主の皆さまの利益につながるものと考えております。一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を制限し、その時々々の経営戦略に基づいて取締役会構成を機動的に検討することの妨げになる可能性もあると判断しております。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、当社は、毎年1回、取締役会の役割・運営や課題などについて、調査票による取締役会メンバーの自己評価を実施しております。また、3年に1回程度、第三者評価機関による取締役会評価を行い、取締役会の実効性向上に努めております。2025年3月期は、第三者評価機関による取締役会の実効性分析・評価を実施いたしました。その第三者評価機関による評価や取締役会開催状況などを基に分析した結果、当社の取締役会の実効性が引き続き有効に発揮されていることを確認しております（当該分析・評価結果の概要は、コーポレート・ガバナンス報告書および当社ホームページにおいて公表しております）。

また、当社取締役会は、本株主提案には反対いたしますが、今後も引き続き、企業価値に資するコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、独立社外取締役の数や比率の向上、企業価値向上に資する適切なスキルセットを含む取締役会構成の在り方について、指名委員会およびその答申を受けた取締役会において検討を進めてまいります。

## 第 8 号議案

# 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

### 1. 議案の要領

当社の定款第15条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(定時株主総会の基準日) 第15条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>2 (新設)</u>	(定時株主総会の基準日) 第15条 当社は、毎年 <u>5月15日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

### 2. 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされ、株主総会は会社法に基づき6月末までに開催されています。有価証券報告書は株主が議決権行使の判断に必要な情報を網羅する法定開示書類ですが、当社では総会直前に開示されており、投資家が内容を十分に分析するための実質的な検討期間は確保されていません。議決権基準日を5月中旬へ変更することで、有価証券報告書等の総会前開示に向けた合理的なスケジュール設計が可能となり、投資家や議決権行使助言機関等が情報を精査し、各議案に適切に反映できる環境が整います。

また、本提案はこれまで過度に集中した6月下旬の株主総会開催日の分散を促し、株主がより多くの企業の総会に参加できる環境整備を通じて、株主民主主義の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴わず、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもなく、開示の質及び市場との対話の実効性に資するものです。

当社取締役会は、本株主提案（第8号議案）に  
**反対**いたします。

当社取締役会は、株主の皆さまに議決権行使のための十分な情報と時間を提供することの重要性を深く認識しております。したがって、提案の理由のうち、株主の皆さまの各議案の検討時間を十分に確保すべきという点には、当社も賛同いたします。しかし、定時株主総会の基準日の変更は、当社のみならず株主の皆さまの権利にも関わる重要な問題ではありますが、少なくとも現段階においては、資本市場全体の動向が必ずしも定まっておらず、また、法制面も含む環境整備も道半ばの状況と認識しております。このような現状の下では、本提案株主が求める定時株主総会の基準日に関する定款変更という手段ではなく、むしろ本来の趣旨に基づき、株主の皆さまのご判断に資する充実した情報をできるだけ早期に提供することが重要であると考えております。

現状、当社は、決算短信、決算短信補足資料、決算説明会資料、招集ご通知（事業報告、参考書類等）、2026中期経営計画などを通じて、株主の皆さまの議決権行使のご判断に必要なし有益な情報は、実質的に十分ご提供できていると考えております。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役会は、本株主提案には反対いたしますが、株主の皆さまの議決権行使のご判断に資する情報開示の充実を図ることは重要なことだと考えており、引き続き各ステークホルダーや株主・投資家との対話を通じて得られる要望や示唆も踏まえて、さらなる情報開示の強化・充実を図ってまいります。

以 上



## 株主総会会場ご案内略図



### 会場

## ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 コンベンションホール

東京都港区芝公園四丁目8番1号  
電話番号(03) 5400-1111 (代表)

会場は、東京プリンスホテルとは別のホテルであり敷地が離れております。お間違いないようご注意ください。

### 交通

1

## 都営地下鉄三田線 芝公園駅

A4出口より  
「東エントランス」(東側入口)  
経由、会場まで徒歩約10分

2

## 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅

赤羽橋口出口より  
「南エントランス」(南側入口)  
経由、会場まで徒歩約10分

会場には、本株主総会用の駐車場のご用意は  
ございませんので、ご了承ください。

お土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。